



## 平成29年度の主な労働・社会保険等改正点

労働・社会保険関連法では平成29年度より、多くの改正が施行または施行予定となっております。  
今回のあおぞらレターでは、平成29年度の主な法改正や変更についてご案内いたします。

### 【雇用保険法】失業等給付の拡充等

平成29年4月1日施行

(1) 雇用保険料率の引き下げ。

事業の種類	負担者	28年度	29年度
一般の事業	①+② 合計	11/1000	<b>9/1000</b>
	①労働者負担	4/1000	<b>3/1000</b>
	②事業主負担	7/1000	<b>6/1000</b>

※建設業等その他事業も  
前年より  
2/1000(合計)引き下げ



- (2) 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施。  
また、災害により離職した者の給付日数を原則60日(最大120日)延長。
- (3) 雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施。
- (4) 倒産・解雇等により離職した30~45歳未満の者の所定給付日数引き上げ。

### 【雇用保険法】【育児介護休業法】育児休業(保育所に入所等できない場合)の延長

平成29年10月1日施行

育児休業の延長が1歳6ヶ月から最大「**2歳**」までとなり、これに伴い育児休業給付金の支給期間も延長可能となる。  
(「原則1歳まで」は変更なし)

### 【労働安全衛生法】産業医への情報提供等

平成29年6月1日施行



- (1) 産業医の事業所巡視が「月1回」から「2ヶ月に1回」に変更可能。 ※労使合意等条件あり
- (2) 健康診断で異常の所見があった者について、医師等が就業上の措置等に関する意見を申し出る際、労働者の業務に関する情報を医師等から求められた場合、会社(事業者)はその情報を医師に提供しなければならない。
- (3) 会社は毎月、時間外・休日労働時間の合計が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

### 【次世代育成支援対策推進法】各種認定基準の変更

平成29年4月1日施行

くるみん認定企業の長時間残業等の問題を受け、くるみん、プラチナくるみん等の認定基準が厳しくなった。

#### ・「労働時間数」基準の追加

直近1年間の各月45時間未満かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者が1人もいないこと

#### ・「男性育休取得」基準の追加

育児休業取得率7%または男性の育児目的休暇取得率15%以上 等



### 【健康保険法】【厚生年金保険法】中小企業等に対する被用者保険の適用拡大

平成29年4月1日施行

短時間労働者の社会保険の適用について、大企業に続いて今年の4月からは従業員500人以下の中小企業でも「労使合意」による適用拡大が可能になった。詳しくはあおぞらレター215号に掲載 <http://sr-aozora.biz/contents/letter/215.pdf>

### 【国民年金保険法】保険料と年金額の改定

平成29年4月1日施行

平成29年度は、国民年金保険料16,490円(前年16,260円)、年金額の満額779,300円(前年780,100円)となった。

### 【高額療養費制度】70歳以上の医療費自己負担額等

平成29年8月1日施行

70歳以上の者の医療費の自己負担額の上限額が変わり、自己負担額が引き上げとなる。

詳しくは <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000158082.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277